

第3章 望ましい環境像と基本目標等

3-1 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、計画を定めるに当たって、目標とすべき環境を簡潔に表すイメージであり、これを設定する目的は以下に示すとおりです。

- 文字通り、将来の環境をどのようにしていくべきかのイメージとします。
- 環境保全を進めていくためには、市民・事業者・市民団体との協働による取り組みが不可欠であり、この望ましい環境像は、各主体の環境意識を高めるための、キャッチフレーズとしての役割を果たします。

丸亀市は、瀬戸内海とその島々、丸亀城とその城下町、土器川や金倉川等の河川、多くのため池が点在する田園地帯、讃岐富士と呼ばれる飯野山等景観の優れた山など、風光明媚な豊かな自然環境や歴史文化遺産に恵まれています。

身近にあるこれらのすばらしい環境を維持し、都市生活との調和のとれた環境を育てていくことを目指して、「望ましい環境像」を以下に示すとおり設定しました。この「望ましい環境像」の実現に向けて、行政・市民・事業者・市民団体の協働によって、丸亀市が抱える様々な環境問題の解決に向けた取り組みを推進していきます。

自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市



3-2 基本的方向と基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて計画を推進していくため、3つの「基本的方向」及び7つの「基本目標」を設定しました。これらは、望ましい環境像を、より具体的な実現すべき目標像として示したものです。

基本的方向と基本目標

■基本的方向Ⅰ 環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指す

<基本目標1> (自然共生社会*の構築)

豊かな自然や生物多様性を保全するまち

<基本目標2> (安全な生活環境の確保)

みんなが安全で安心して生活できる良好な環境を保全するまち

<基本目標3> (循環型社会の構築)

限りある資源を有効に活用する資源循環のまち

<基本目標4> (脱炭素社会の構築)

地球の未来のためにカーボンニュートラルの実現を目指すまち

■基本的方向Ⅱ 自然・歴史文化が調和した快適で魅力ある環境を守り育む

<基本目標5> (歴史文化環境の保全・活用)

魅力ある歴史や伝統文化とふれあえるまち

<基本目標6> (都市環境の保全・創造)

潤いと安らぎのある快適なまち

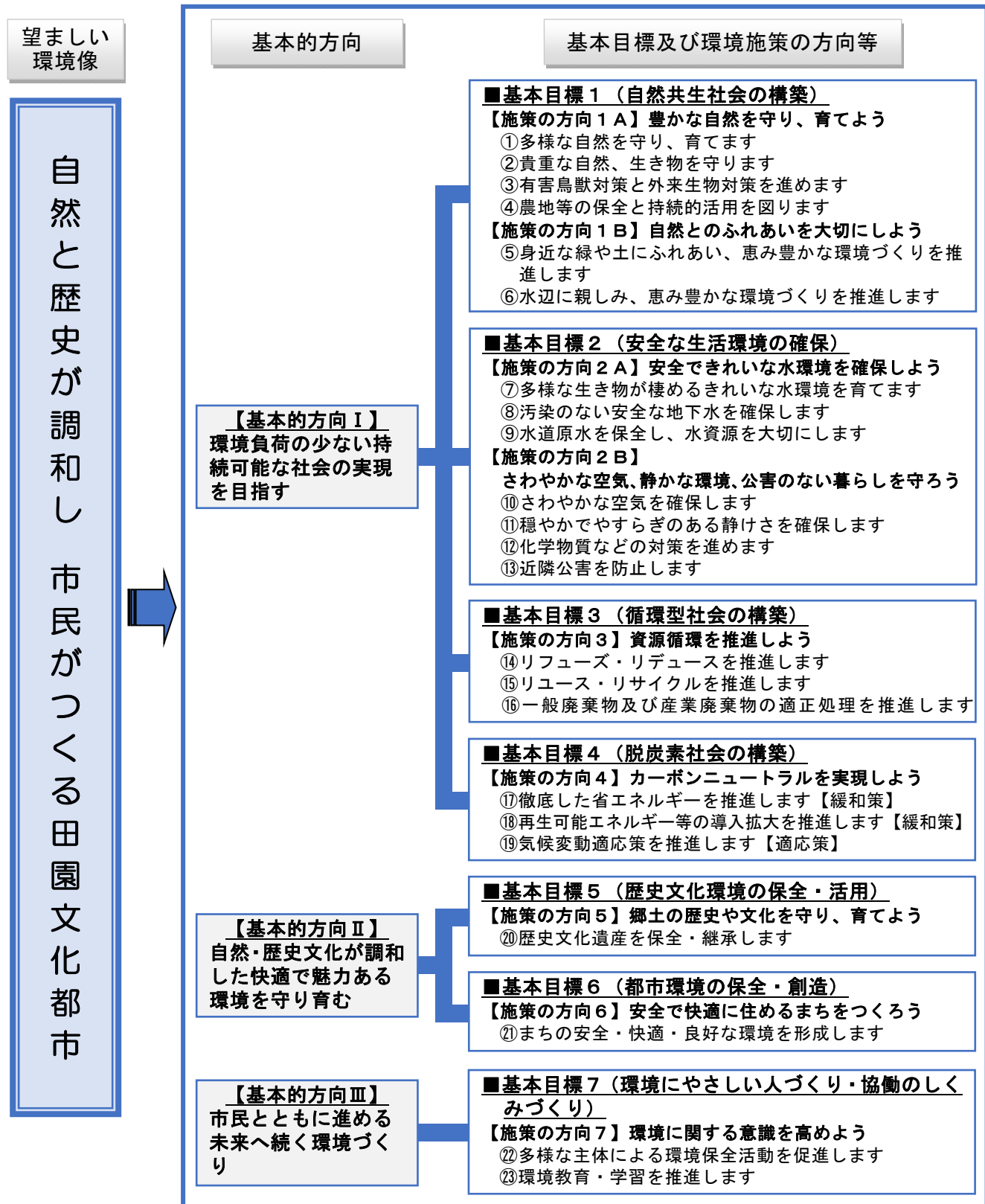
■基本的方向Ⅲ 市民とともに進める未来へ続く環境づくり

<基本目標7> (環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり)

みんな学び、みんなが環境づくりに主体的に取り組むまち

3-3 施策の体系

3-1 及び 3-2 で定めた「望ましい環境像」並びに「基本的方向」及び「基本目標」を達成していくための「環境施策の方向」を以下のように体系付け、それによって第4章で環境施策を掲載します。



自然と歴史が調和し
市民がつくる
田園文化都市

第4章 環境施策の展開

第4章では、「望ましい環境像」の実現に向けて、基本目標を達成していくための環境施策を記載しています。また、行政の環境施策と併せて、環境保全のために市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいことを記載しています。

これら各主体の取り組みを連携して推進していくことにより、その効果が実効性のあるものとなります。また、環境施策の進捗状況や環境の現状を定量的に把握・評価し、計画の進行管理を行うため、基本目標ごとに指標を設定しています。

4-1 基本目標1（自然共生社会の構築）

豊かな自然や生物多様性を保全するまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向1 A 豊かな自然を守り、育てよう

施策の柱

- ①多様な自然を守り、育てます
- ②貴重な自然、生き物を守ります
- ③有害鳥獣対策と外来生物対策を進めます
- ④農地等の保全と持続的活用を図ります

①多様な自然を守り、育てます

行政の施策及び事業等

- 森林、河川の広がりを活かし、多様な生き物の生息・生育空間のつながり、連続性を確保します。
- 災害防止や水源のかん養、そして多様な生き物の生息・生息空間の確保を図るため、広葉樹の植林などに取り組み、森林資源を保護します。
- 豊かな自然にふれあえる場を守るため、河川、海岸、里山の周辺での市民や市民活動団体と連携した環境美化運動などを積極的に推進し、自然保護や環境美化の取り組みの定着化とボランティアの支援に取り組みます。
- 香川県が進める「かがわ『里海*』づくり」の取り組みを、瀬戸内海沿岸の自治体や上流の自治体と連携して推進し、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理、自然景

観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めます。

- プラスチックごみによる海洋汚染防止に向けて、自治会や事業者、漁協等と連携した海ごみの清掃・回収活動など、海域・陸域一体となって海ごみ対策を推進します。また、「瀬戸内オーシャンズX*」の取り組みとも連携することによって、プラスチックごみによる海洋汚染への危機意識の高揚や各種活動への参加の促進を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 自然体験や自然観察会に積極的に参加し、森林・農地・河川・海域等の自然が環境に果たす役割について学ぶとともに、自然を保護する取り組みに協力しましょう。
- 農業や漁業への理解を深めましょう。
- 海岸清掃や河川清掃などに積極的に参加しましょう。



■事業者の皆さんへ

- 海岸清掃や河川清掃などに積極的に参加しましょう。
- レクリエーションなどの社内行事には、自然とふれあう機会を増やしましょう。

②貴重な自然、生き物を守ります

行政の施策及び事業等

- 動植物の生息・生育状況を調査し、貴重な動植物の把握を行います。
- 「香川県レッドデータブック」などを活用し、希少な動植物の生物情報や保護の重要性について情報発信を行います。
- 「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に指定されている「指定希少野生生物*」については、捕獲採取の規制、生息・生育区域の保護など、種の特性に応じた保護を図ります。
- 環境保全団体等との連携を充実し、実効性のある自然環境の保全体制を整備します。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 丸亀市の自然や、それらを構成する野生生物に関心を持ち、それらを大切にしましょう。
- 釣りなどのレクリエーションでは、在来種の幼魚や稚魚は逃がすなど水生生物の保護に努めましょう。また、ごみや釣り糸・釣り針などは持ち帰りましょう。

■事業者の皆さんへ

- 開発事業においては、生物の生息・生育に配慮した工法の採用など、自然環境に十分配慮しましょう。
- 自然保護や環境保全のための活動を支援しましょう。

③有害鳥獣対策と外来生物対策を進めます

行政の施策及び事業等

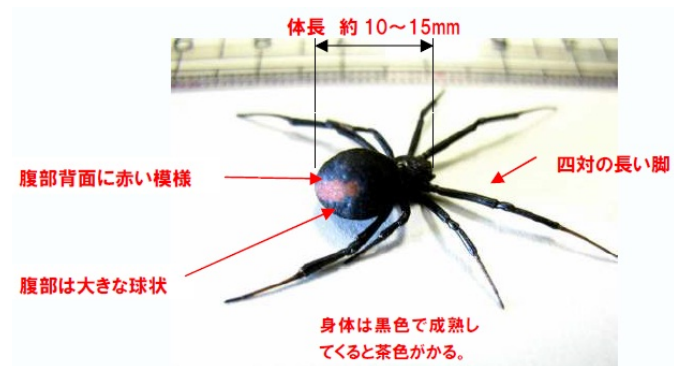
- 野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害に総合的に対処するため、有害鳥獣捕獲や侵入防止対策を引き続き推進するとともに、住居集合地域等に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、県と役割分担して捕獲を実施します。
- カワウによる漁業被害の実態把握に努め、必要に応じて被害防除対策を検討します。
- 「香川県侵略的外来種リスト」などを活用し、市内で生息・生育が確認されているオオキンケイギクやセアカゴケグモ等の外来生物の情報や適切な防除方法について情報発信を行います。
- アライグマやヌートリアなど特定外来生物による地域の生態系*や農作物等への影響を防止・緩和するための対策を推進します。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

- 法で定められた特定外来生物は飼育しないようにしましょう。
- 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、遺棄したり放流したりしないようにしましょう。



侵入防止柵



セアカゴケグモ

④農地等の保全と持続的活用を図ります

行政の施策及び事業等

- 農地を保全し、食料生産の場に加えて、災害防止や自然環境の保全など、農地が有する多面的機能の維持を図ります。
- 農地パトロールや農地所有者等への利用意向調査及び改善指導などにより、耕作放棄地の再生（解消）を進めます。
- 情報通信技術を活用したスマート農業*等について、情報収集や研究に努め、農業の担い手の確保と育成を図ります。
- UIJ ターン*者など様々な新規就農者のサポート、認定農業者*の規模拡大・法人化の促進など担い手の育成を図ります。
- 転用許可制度の適正な運用により、農地の保全・確保を図ります。
- 耕作放棄地の解消を進め有効利用するため、ほ場整備と農地集積を推進します。
- 多面的な機能を有するため池の老朽化対策などを自然環境に配慮しながら進めます。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農業や畜産堆肥を施用する農業など、人と環境にやさしい環境保全型農業の普及促進を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 農地が有する多面的機能について理解を深めましょう。

■事業者の皆さんへ

- （農業者）環境保全型農業の実践について検討しましょう。

施策の方向1 B 自然とのふれあいを大切にしよう

施策の柱

- ⑤身近な緑や土にふれあい、恵み豊かな環境づくりを推進します
- ⑥水辺に親しみ、恵み豊かな環境づくりを推進します

- ⑤身近な緑や土にふれあい、恵み豊かな環境づくりを推進します

行政の施策及び事業等

- ボランティアによる里山の保全活動を推進します。
- 指導者等の人材発掘及び確保を進めることにより、市民のニーズに応じた自然体験学習の充

実に努めます。

- 社寺林の保全を図り、市内の自然を確保します。
- 農村が有する多面的機能の維持・増進に努めます。

【事業等】

- 緑のまちづくり条例に基づく保存樹木等の指定
- 多面的機能支払交付金事業

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 身近な自然である里山などで、環境保全団体などが実施する緑化活動があれば、積極的に参加してみましよう。

■事業者の皆さんへ

- 森林整備などボランティア活動の機会があれば、協力や支援を検討しましょう。



⑥水辺に親しみ、恵み豊かな環境づくりを推進します

行政の施策及び事業等

- 河川の整備に当たっては、治水対策と併せ、野生生物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりを進め、河川環境の保全・創出に努めます。
- 身近な場所での水生生物調査やバードウォッチングなど、親子で楽しく水辺の生き物観察・学習ができる機会を増やします。
- 海岸の整備に当たっては、防災対策と併せ、海岸が本来有する生物の生息・生育環境にも配慮した水辺空間の保全・創出に努めます。
- 自然環境に配慮した、ため池の保全に努めます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 自然体験や自然観察会に積極的に参加しましょう。
- 海岸清掃や河川の清掃等に積極的に参加しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 海岸清掃や河川の清掃等には積極的に参加しましょう。
- レクリエーションなどの社内行事には、水辺とふれあう機会を増やしましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標1（自然共生社会の構築）」では、農業生産の基盤となる農地の保全、生物多様性の保全への認知度向上に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | 基準値 (平成27年度) | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和8年度) |
|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 遊休農地の解消面積（累計） | 14.7ha | 64.5ha | 83ha |
| 生物多様性に関する市民認知度 | 20%* (平成26年度) | 32% | 40% (令和7年度) |

※平成26年度県政モニターアンケート

4-2 基本目標2（安全な生活環境の確保）

みんなが安全で安心して生活できる良好な環境を保全するまち

【主に関連する SDGs の目標】



施策の方向2A 安全できれいな水環境を確保しよう

施策の柱

- ⑦多様な生き物が棲めるきれいな水環境を育てます
- ⑧汚染のない安全な地下水を確保します
- ⑨水道原水を保全し、水資源を大切にします

⑦多様な生き物が棲めるきれいな水環境を育てます

行政の施策及び事業等

- 河川、ため池、海域の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに、関係機関と協力して水質改善に向けた取り組みを推進します。
- 合成洗剤の適正使用、油や煮汁の適正処理、細目ストレーナー*・三角コーナーの使用など、生活排水の汚濁源を減らす取り組みが定着するよう、家庭で取り組む生活排水対策の普及・啓発を行います。
- 公共下水道事業を計画的に推進し、すでに供用を開始している区域については、老朽化した管きょ施設の改築や長寿命化対策など施設の適正管理に努めます。
- 供用開始区域内において、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努めるとともに、新しく供用開始された区域内においては、戸別訪問などによる水洗化の指導を行います。
- 公共下水道の事業計画区域に含まれていない地域などにおいて、合併処理浄化槽の設置に対する補助金交付等により普及促進を図ります。
- 浄化槽の機能が適正に維持されるよう、法定検査の制度の周知に努め、受検率の向上を図ります。
- 事業場が適切に排水を処理するよう、監視・指導・啓発します。
- 農業からの水質汚濁負荷を低減するため、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農業や畜産堆肥を施用する農業など、人と環境にやさしい環境保全型農業の普及促進を図ります。
- 畜産業からの水質汚濁負荷を低減するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導しま

す。

- 土器川、金倉川、大束川、西汐入川の水質改善に取り組みます。
- ため池の水質改善のため、管理者に対し、堆積土しゆんせつの浚渫や池干し*の取り組みを促進します。

【事業等】

- 水質環境調査・排出源対策
- 合併処理浄化槽設置の促進（設置費補助制度）
- 生活排水処理施設の整備（改築更新事業を含む）
- 水洗便所改造資金の融資あっせん
- クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議の取り組み
- 大束川流域水環境保全推進協議会*の取り組み

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 石鹼や洗剤は、環境にやさしいものを選んで、適量を使いましょう。
- 台所の流しでは、固形物が流れないように、目の細かい三角コーナー・ストレーナーや、水切り袋などを使いましょう。
- 廃食油、残飯、薬や化粧品は浄化槽を痛めるので、流すのはやめましょう。
- 下水道や集落排水施設が整備された地区では、早期に接続するよう努めましょう。
- 下水道や集落排水施設の区域外では合併処理浄化槽の設置又は切り替えをしましょう。
- 浄化槽は、きちんと維持管理をしましょう。

■事業者の皆さんへ

- 水質汚濁防止法等の排水基準*を遵守しましょう。
- 廃油はリサイクルするなど、適正に処理しましょう。



浄化槽の検査状況

⑧汚染のない安全な地下水を確保します

行政の施策及び事業等

- 地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している特定事業場等に対し排水基準の遵守や地下浸透の禁止について、規制・指導を徹底します。
- 地下水の水質状況の把握に努めます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■事業者の皆さんへ

- 事業活動に当たっては、製造工程等で使用する化学物質を適正に管理しましょう。また、化学物質がタンク等から漏えいしたりしないように、保管等には十分注意しましょう。

⑨水道原水を保全し、水資源を大切にします

行政の施策及び事業等

- 安全で安定的な水源を確保するため、既存水源の取水能力向上の調査研究を継続するとともに、市民の節水意識の高揚に努めます。
- 安全な水の確保を図るため、水源付近の汚染源の把握に努めるとともに、必要に応じて水道原水の水質汚濁に関係があると認められる区域の保全対策を講じるよう、香川県広域水道企業団へ要望します。
- 不要となった浄化槽の雨水貯留槽への改造を促進し、雨水を散水・消防水等に利用するなど、水の有効利用を進めます。
- 気温の上昇を防ぎ、水路や下水への負荷を小さくするためにも、地下浸透ますや浸透性舗装などにより、雨水の地下浸透を促進します。
- 公共建築物の水洗トイレや樹木の散水用水など、雨水の利活用を進めます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 節水コマ*をつけ、節水に努めましょう。
- 食器はため洗いをしましょう。
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭の水まきに使いましょう。
- 雨水を貯め、散水等に利用しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 事業活動において、節水を進めましょう。



施策の方向2B さわやかな空気、静かな環境、公害のない暮らしを守ろう

施策の柱

- ⑩さわやかな空気を確保します
- ⑪穏やかでやすらぎのある静けさを確保します
- ⑫化学物質などの対策を進めます
- ⑬近隣公害を防止します

⑩さわやかな空気を確保します

行政の施策及び事業等

- 継続的な大気環境調査を実施し、大気質の測定・監視を行います。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質に係る注意報や注意喚起情報を、学校や社会福祉施設等に連絡するなど、健康被害の未然防止を図ります。
- 工場・事業者等の大気汚染や悪臭等の公害の監視、法令などに基づく規制・指導の徹底を図ります。
- 低公害車*の選択、アイドリングストップ*運動など、環境に配慮した自動車の使い方の普及・啓発を促進します。
- パークアンドライド*の普及・啓発などにより、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 石綿の大気中への飛散による市民の健康被害の未然防止を図るため、建築物の解体等工事における飛散防止措置などの徹底に向けた国や県の取り組みについて情報提供を行います。
- 畜産業からの悪臭防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守を指導します。
- 野外焼却が一部の例外を除いて禁止されていることを広報紙やホームページ等で周知を行うとともに、違法な野外焼却の防止に向けた行為者への指導を行います。

【事業等】

- 大気環境調査・排出源対策
- 大気ダイオキシン類調査



大気質測定器（光化学オキシダント）



大気質測定器（PM2.5）

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 自動車利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するようにしましょう。
- マイカー通勤を控えるよう努めましょう。
- アイドリングストップ（駐停車時のエンジン切り）を習慣付けましょう。
- 低公害車を利用しましょう。
- ごみの野焼きは禁止されているので、してはいけません。



■事業者の皆さんへ

- 従業員のマイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車利用を促進しましょう。
- 事業用車は低公害車を導入しましょう。
- 共同配送の推進や物流の合理化を進めましょう。
- アイドリングストップ（駐停車時のエンジン切り）を従業員に徹底しましょう。
- 大気汚染防止法や悪臭防止法等の規制基準を遵守しましょう。
- 悪臭が発生する設備では臭気が漏れないように配慮するとともに、悪臭が発生させないよう従業員への技術的指導を徹底しましょう。

⑪穏やかでやすらぎのある静けさを確保します

行政の施策及び事業等

- 継続的な交通騒音調査を実施し、騒音・振動の測定・監視及び幹線道路に面する地域の騒音の面的評価を行うとともに、必要に応じて、関係機関への騒音低減対策の要請等を行います。
- 生活環境に配慮した道路の整備を行います。
- 工場・事業者等の騒音等の公害の監視、法令などに基づく規制・指導の徹底を図ります。

【事業等】

- 騒音・振動環境調査・発生源対策

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 騒音等について、お互いに配慮し、注意し合える近隣関係を築きましょう。

■事業者の皆さんへ

- 騒音規制法や振動規制法等の規制基準を遵守しましょう。
- 建設現場では低騒音、低振動型の機器や工法を導入しましょう。

⑫化学物質などの対策を進めます

行政の施策及び事業等

- 化学物質に関する正しい知識の普及・啓発、適切な管理に向けた監視・指導などにより、汚染や健康被害の未然防止を図ります。
- 県と連携し、原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針に基づき、放射能対策の充実を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 化学物質に対する理解を深め、敷地内の緑化や樹木等の管理に当たっては、農薬や化学肥料を適正に使用しましょう。
- 殺虫剤、消臭剤、洗剤などに含まれる化学物質が汚染や健康被害を及ぼすリスクについて理解し、周囲の人に配慮して使用しましょう。

■事業者の皆さんへ

- ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守しましょう。
- 事業活動に当たっては、製造工程等で使用する化学物質を適正に管理しましょう。また、化学物質がタンク等から漏えいしたりしないように、保管等には十分注意しましょう。

⑬近隣公害を防止します

行政の施策及び事業等

- 生活に伴う騒音や悪臭などの近隣に対する迷惑行為の防止、地域ルールの啓発を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- ペットを飼うときは、ふんや尿などを適切に処理しましょう。
- 掃除機・洗濯機・オーディオ機器・楽器などを使用するときは、近所に迷惑がかからないように時間帯などに注意しましょう。
- 車のドアの開閉音に配慮し、必要以上のアイドリングは止めましょう。



■事業者の皆さんへ

- 事業活動に当たっては、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の規制基準を遵守するとともに、車両の走行時間帯や走行経路（生活道に進入しないなど）に配慮しましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標 2 (安全な生活環境の確保)」では、海域や河川の水質の保全、光化学オキシダントによる大気汚染の改善、騒音の防止に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|---|----------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 海域の COD 環境基準適合率 | | 11.1% (9 地点中 1 地点 で環境基準適合) | 77.8% (9 地点中 7 地点 で環境基準適合) | 改善向上 |
| 河川の BOD 環境基準適合率 | | 71.4% (7 地点中 5 地点 で環境基準適合) | 85.7% (7 地点中 6 地点 で環境基準適合) | 改善向上 |
| 合併処理浄化槽設置補助基数 (累計) | | 6,600 基 | 8,067 基 | 9,567 基 (令和 7 年度) |
| 光化学オキシダントの環境基準 超過時間数 (市内 2 測定局の年間平均時間数) | | 305 時間 | 230 時間 | 改善向上 |
| 騒音の環境基準 適合率 | 一般地域 | 100% (5 地点中 5 地点 で環境基準適合) | 100% (5 地点中 5 地点 で環境基準適合) | 現状維持 |
| | 道路に面する地域 | 70% (10 地点中 7 地点 で環境基準適合) | 70% (10 地点中 7 地点 で環境基準適合) | 100% (10 地点中 10 地点 で環境基準適合) |

4-3 基本目標3（循環型社会の構築）

限りある資源を有効に活用する資源循環のまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向3 資源循環を推進しよう

施策の柱

- ⑭リフューズ・リデュースを推進します
- ⑮リユース・リサイクルを推進します
- ⑯一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進します

⑭リフューズ・リデュースを推進します

行政の施策及び事業等

- 広報紙やホームページによる周知などを通じ、ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。
- グリーン購入*など、環境にやさしい消費行動を推進します。
- 市の事務及び事業における両面印刷の徹底やペーパーレス化などの推進により、ごみの減量に努めます。
- マイバッグ運動*やマイボトルの持参、過剰包装の削減などを普及・啓発して、市民のごみの減量への意識改善を進めます。
- ごみ減量化推進員による地域レベルでの取り組みを推進します。
- 水分を多く含む生ごみの水きりの徹底、食品ロスの削減に向けた食材の使い切りや食べ残しをしない食べきりなど、家庭でできるごみ減量の取り組みを普及・啓発します。
- 市道の維持管理に伴う刈草や伐採木を堆肥化することにより、ごみの減量に努めます。
- 生ごみ処理機の無料貸し出しや購入者に対する補助金交付など、生ごみの堆肥化の実践を促進します。
- 事業活動から排出される食品残渣の堆肥化事業やフードドライブ活動の実施・協力など、消費者、事業者、行政が連携・協働して、食品ロスの削減に取り組みます。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製品の過剰な使用の抑制や代替素材への転換の促進など、プラスチックごみの削減に取り組みます。
- 事業系一般廃棄物*及び産業廃棄物*の減量化に向けて、事業者による自主的な取り組みを指導・啓発します。

【事業等】

- ごみの排出抑制と適正な処理
- 生ごみ処理容器等設置補助

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 食品は必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限切れで捨てることのないようにしましょう。
- 生ごみの水切りを徹底しましょう。
- 生ごみは、できるだけ堆肥化しましょう。
- マイバッグやマイボトルの持参、詰め替えできる商品や簡易包装商品の購入など、ごみの減量に向けた取り組みを進めましょう。
- 使い捨てスプーンやフォーク等のワンウェイプラスチック製品の提供や過剰包装を断りましょう。
- 環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を進めましょう。

■事業者の皆さんへ

- 販売活動においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器*での販売、ワンウェイプラスチック製品の提供や過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売など、ごみ減量化やリサイクルに寄与する取り組みを進めましょう。
- 事業活動におけるペーパーレス化の推進、製造・販売過程で生じる廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用等により、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の減量化及びリサイクルを進めましょう。



マイバッグ

⑮ リユース・リサイクルを推進します

行政の施策及び事業等

- 家庭や事業所で不用となった商品等の再使用を促進するため、エコ丸工房等での啓発や支援を行います。
- ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制を確立し、広報紙やホームページ、ごみ分別表やごみ分別アプリなどを活用し、分別排出の徹底に努めます。また、ごみ収集・処理方法を見直し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進できる体制を確立します。
- ごみ減量化対策の一環として、リサイクル可能な紙ごみや食品残渣等、現在ごみとして廃棄されているものの資源化や分別の有効性を検討します。
- 公共施設における小型家電の拠点回収を行うとともに、広報紙やホームページなどを活用したリサイクル制度への理解促進を図ります。
- 公共事業などにおいて、建設発生土等の再使用及びコンクリート塊等の再生利用に努めます。
- 市民のリサイクル意識の低下につながる資源ごみの持ち去りを防止するため、監視体制の強化を図ります。
- プラスチックごみの分別収集や一括回収の実施に向けた新たな仕組みを、県や近隣自治体と連携して検討します。

【事業等】

- 資源ごみの収集率の向上

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 壊れたものや不要になったものを安易に捨てず、修理したり、人に譲ったりしましょう。
- ごみを出す曜日や時刻、分別方法など、ごみ出しのマナーを守りましょう。
- 地域における集団回収に協力しましょう。

■事業者の皆さんへ

- リユース・リサイクルしやすい製品を開発、製造、販売しましょう。
- 資源物の回収ボックスを設置し、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。



小型家電回収ボックス



⑩一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進します

行政の施策及び事業等

- 一般廃棄物処理施設の維持管理を適切に行うとともに、長寿命化を図ります。
- ごみ減量等推進員やコミュニティ、警察などと連携して、不法投棄の監視体制の強化を図るとともに、監視カメラの導入等についても検討を行うことで、不法投棄撲滅をめざします。
- これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。
- 市民・事業者に対して、不法投棄をやめるよう啓発を行うとともに、土地所有者への適正管理に関する指導などによって不法投棄されにくい環境づくりを進めます。
- 超高齢化社会の到来を見据え、ふれあい戸別収集の拡充等に努め、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを進めます。
- 体温計、乾電池、蛍光灯、ライターなど、有害ごみの適正な分別を啓発するとともに、適正処理を推進します。
- 災害により生じた廃棄物の処理について、適正処理を確保するとともに、できる限り効率的な分別・リサイクルを行い、最終処分量の低減と再生資源の有効利用に努めます。
- 災害時のし尿については、速やかに仮設トイレを設置するなど、適正に処理します。

【事業等】

- 資源ごみリサイクル施設充実
- 不法投棄監視パトロール強化
- 農業生産資材廃棄物適正処理推進対策事業

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- パトロールを行うなど、地域ぐるみでごみの不法投棄の防止を進めましょう。
- ごみの不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理しましょう。
- 有害ごみは、ルールに沿って分別・廃棄しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 事業系一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理を徹底しましょう。
- 廃棄物を保管するときは、流出や飛散がないよう保管基準の遵守を徹底しましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標3（循環型社会の構築）」では、4Rの推進に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | 基準値 (平成27年度) | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 909 g | 852 g | 810 g |
| リサイクル率 | 13.0% | 13.9% | 24.0% |

4-4 基本目標4（脱炭素社会の構築）

地球の未来のためにカーボンニュートラルの実現を目指すまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向4 カーボンニュートラルを実現しよう

施策の柱

- ⑰徹底した省エネルギーを推進します【緩和策】
- ⑱再生可能エネルギー等の導入拡大を推進します【緩和策】
- ⑲気候変動適応策を推進します【適応策】

⑰徹底した省エネルギーを推進します【緩和策】

行政の施策及び事業等

- 「丸亀市環境保全率先実行計画」に基づき、市役所自らが率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネルギー設備を公共施設に率先的に導入するとともに、その導入効果を情報提供することによって、市民・事業者への普及促進を図ります。
- 公用自転車の積極的な利用や、公用車への次世代自動車*の率先導入などにより、ガソリン等の燃料消費量の低減を図ります。
- 温室効果ガス排出量が少ない電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及を図るとともに、充電設備等のインフラ整備を促進します。
- 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや、アイドリングストップをはじめとする環境に配慮した運転方法であるエコドライブ*など、市職員が率先してカーボンニュートラルの実現に向けた行動を実践します。
- 市域から排出される温室効果ガスを推計し、その削減目標や目標達成に向けた各種取り組みについてとりまとめ、「地方公共団体実行計画（区域施策編）*」の策定を進めます。
- 丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言の内容の周知・啓発を行うことによって、気候変動への危機意識を市民・事業者・行政が共有し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、カーボンニュートラルの実現に向けた行動の環を市内に広げます。
- 「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及啓発を行い、市民・事業者が省エネルギーを意識し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、カーボンニュートラルの実現に向けたライフタイ

ル・ビジネススタイルへの転換促進を図ります。

- 新型コロナ感染症拡大によるライフスタイルの変化や、テレワークの導入等によるビジネススタイルの転換などを踏まえた省エネルギーの取り組みについて情報提供を行います。
- 「瀬戸内中讃定住自立圏構想*」の取り組みとして、圏域住民や事業者に環境意識の啓発を行います。また、圏域事業者に、施設・設備の新設・更新時に環境負荷の低減に資する実用的な情報等を発信します。
- 家庭から排出される二酸化炭素排出量を見える化する「かんきょう家計簿ソフト」や、家庭や事業所における省エネ行動の効果を見える化する専用サイト「かがわ省エネ節電所」などの普及を図り、省エネ行動の実践を促進します。
- 専門家による家庭や事業所の省エネ診断に関する情報提供を行い、アドバイスや省エネ提案等を契機とした省エネルギー設備の導入や省エネ行動の実践を促進します。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）*やビル用エネルギー監視システム（BEMS）*等を活用したエネルギー使用量の「見える化」や、エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）*やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）*の普及促進に向けて、活用できる補助制度等について情報提供を行います。
- 省エネ家電や高効率給湯器など省エネ型設備・機器の導入を促進します。
- 都市公園の整備など、地域の緑化を推進します。
- 住宅や事業所等において、緑のカーテンなど建物緑化の取り組みを促進します。
- 環境にやさしい事業所登録制度やエコアクション21*など、事業者の形態に合った環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 様々な地球温暖化対策について、学校における環境教育などを通じて、あらゆる世代の人々に浸透するように努めます。また、家庭内や企業活動に伴う温室効果ガス排出量削減のための情報提供などに努めます。
- 「丸亀市都市計画マスタープラン」に基づき、移動に徒歩や自転車、公共交通機関が利用できる集約型のまちづくりの実現に向け、適正な規制・誘導を行うことで、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。
- 「丸亀市地域公共交通計画」に基づき、公共交通機関への利用転換が図られるよう、生活に必要な路線の維持・確保や、コミュニティバスの運行等により公共交通機関の利便性の向上に努めることで、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。
- フロン*排出抑制法*に基づき、代替フロンを含めたフロン類を使用する機器の管理者に対し、適切な機器の管理を行うよう周知します。また、機器の整備・廃棄等に当たっては、適切な充填・回収及び破壊処理が行われるよう周知します。

【事業等】

- 庁舎の省エネルギー推進（冷暖房温度の設定調整等）
- 公用車の適正使用
- 省エネルギー型設備の導入
- 環境にやさしい事業所登録制度
- 環境保全・地球温暖化防止の啓発
- 「瀬戸内中讃定住自立圏構想」の取り組み

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 気候変動問題に関心を持ちましょう。
- 冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯、クールビズ・ウォームビズの実践など、省エネルギーを徹底しましょう。
- 電化製品の買い替え時には、省エネルギー性能の高いものを選択しましょう。
- 自動車を運転する際には、エコドライブを実践しましょう。
- 距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。
- 住宅の新築や建て替えの際には、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）など省エネ建築物となるように努めましょう。
- 家の庭やベランダ等を緑化するなど、積極的に緑を増やしましょう。

■事業者の皆さんへ

- 設備機器の適正運転など、省エネルギーを徹底しましょう。
- 設備機器の更新時には、省エネルギー性能の高いものを選択しましょう。
- 省エネ診断を行い、効果的な省エネルギー対策に取り組みましょう。
- 自動車を運転する際には、エコドライブを実践しましょう。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）や省エネ建築物となるように努めましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 の取得に取り組みましょう。
- フロンガスは適正処理をしましょう。
- 敷地内の緑化に努め、積極的に緑を増やしましょう。



電気自動車（公用車）

⑩再生可能エネルギー等の導入拡大を推進します【緩和策】

行政の施策及び事業等

- 太陽光発電設備システム等の再生可能エネルギー設備を公共施設に率先的に導入し、その導入効果を情報提供することによって、市民や事業者への普及促進を図ります。
- 災害時に避難所となる施設等に太陽光発電設備や蓄電池を設置するなど、平常時の使用電力の削減に寄与するとともに、停電時等の非常用電源として活用できる体制を検討します。
- 公共施設における再生可能エネルギーの比率の高い電力の調達を検討するとともに、市民・事業者への普及啓発を図ります。
- 住宅用の太陽光発電システムや蓄電システム、太陽熱利用システムの設置に対する補助金交付等により、再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 市民や事業者との協働により、再生可能エネルギー設備を導入する事業に関する調査・検討を行います。
- 地域特性を生かした多様な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する調査・検討を行い、エネルギーの地産地消を図っていきます。
- 「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、地域と共生した太陽光発電施設の円滑な導入促進を図ります。
- ごみ焼却時の廃熱を利用し、ボイラー設備で発生した蒸気を発電や給湯用設備で使用する余熱利用を継続して実施するとともに、場内利用に加えて、周辺の公共施設等への電気の自己託送の実現に向けた検討を行います。
- 家庭用燃料電池*の普及促進をはじめ、次世代エネルギーとして注目されている水素エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。

【事業等】

- 再生可能エネルギー導入促進事業（住宅用太陽光発電システム設置費補助制度、住宅用蓄電システム設置費補助制度、住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度）
- 余剰ガス（下水消化ガス）の有効利用
- 廃棄物発電・熱利用（クリントピア丸亀）

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 住宅に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの比率の高い電力の選択を検討しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 事業所や工場に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討しましょう。
- 太陽光発電設備を設置する際には、地域との共生に十分配慮しましょう。
- 再生可能エネルギーの比率の高い電力の選択を検討しましょう。

⑱気候変動適応策を推進します【適応策】

行政の施策及び事業等

- 気候変動により想定される自然災害、健康、生態系などに生じる影響への適応を進めるため、国や県と連携し、丸亀市における適応策の検討を行います。
- 「丸亀市防災マップ」の全戸配布や地域コミュニティの自主防災組織の強化に向けた補助金交付など、近年増加している局地的な集中豪雨などの異常気象に起因した自然災害の発生に備えた対策を進めます。
- 熱中症の予防方法や対処方法などの情報提供など、健康への影響を未然に防止する対策を進めます。
- 気温上昇に伴う農作物への影響について情報収集を行うとともに、高温に強い品種や栽培方法等について情報発信を行います。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

- 猛暑日や熱帯夜には熱中症に注意しましょう。
- 地域で災害や避難について話し合い、防災対策を行いましょう。
- 日ごろからご近所などとのつながりを持ち、災害に強いまちづくりに協力しましょう。



■進行管理のための指標

「基本目標 4 (脱炭素社会の構築)」では、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー設備の導入に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|--|---------------------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 市役所における温室効果ガス排出量 | 24,516t-CO ₂ (平成 28 年度) | 15,154t-CO ₂ | 丸亀市環境保全率 先実行計画に準ず る |
| 住宅用太陽光発電・蓄電システム 設置費補助件数 (累計) ※1 | 1,645 件 | 2,510 件 | 4,000 件 |
| 住宅用太陽熱利用システム設置費 補助件数 (累計) | 10 件 | 26 件 | 40 件 |
| コミュニティバスの年間乗車人数 | 258,194 人 | 193,003 人 | 255,000 人 |
| 「省エネルギーや再生可能エネ ルギー利用の推進」に対する市民満足 度※2 | 43.3% | 53.7% | 向上 |
| 公用車の電気自動車導入台数 | — | 1 台 | 18 台 (令和 7 年度) |

※1：令和 2 年度より住宅用蓄電システム設置補助制度を新たに設けている。

※2：市民アンケートにおいて、回答者（「分からない」、「無回答」を除く。）のうち、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合

4-5 基本目標5（歴史文化環境の保全・活用） 魅力ある歴史や伝統文化とふれあえるまち

【主に関連する SDGs の目標】



施策の方向5 郷土の歴史や文化を守り、育てよう

施策の柱

⑩歴史文化遺産を保全・継承します

⑩歴史文化遺産を保全・継承します

行政の施策及び事業等

- 市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火・防災などの安全対策の充実を図ります。
- 文化財を貴重な歴史文化にふれることができる財産として丸亀市立資料館で公開し、教育や観光など各種事業と連携して活用します。
- 丸亀城を「史跡丸亀城跡保存活用計画」に基づき、適切に保存し次世代に引き継ぐとともに、活用を通じて歴史を体感できる場所となるよう整備に努めます。
- 被災し崩落した丸亀城三の丸坤櫓跡石垣と帯曲輪石垣については、丸亀市のシンボルとして着実な復旧作業を進めるとともに、その過程を公開することで、丸亀城の持つ文化財としての価値の周知啓発に努めます。
- 快天山古墳など史跡の保存整備を進めます。
- 文化財の調査、指定、保存整備を進めます。
- 塩飽本島町笠島地区の歴史的まち並みの保全・活用を進めます。
- まちの歴史を再発見し、歴史的環境を保全・活用する意識を啓発していきます。
- 先人が築き上げた、暮らしに彩りを与え、人の心を豊かにする民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域における連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

【事業等】

- こんぴら湊一丸亀街道ゾーンの活用
- 史跡・伝統的建造物保存と活用（丸亀城・重伝建丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保

存地区・快天山古墳)

- 文化財調査
- 文化財ボランティアガイドの育成
- 指定文化財の修理
- 崩落した丸亀城坤櫓跡石垣と帯曲輪石垣の復旧

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 地域の歴史や文化について理解を深め、伝えていきましょう。
- 地域に伝わる伝説や風習、文化財や名木などの歴史文化遺産を調べ、保全していきましょう。
- 地域の祭りなどに参加・協力しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 開発に際しては歴史的景観に配慮しましょう。
- 地域の祭りなどを支援・協力しましょう。
- 創業時の建築物など、社内の産業遺産があれば保全に努めましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標 5（歴史文化環境の保全・活用）」では、歴史的価値を有する文化財の指定、保存に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|-----------------|-------------------|------------------|------------------|
| 国・県・市指定の文化財件数 | 123 件 | 125 件 | 増加 |
| 指定文化財の修理件数（累計※） | — | 5 件 | 13 件 |

※平成 28 年度からの累計



丸亀城



笠島重要伝統的建造物群保存地区
(笠島まち並保存センター)

4-6 基本目標6（都市環境の保全・創造）

潤いと安らぎのある快適なまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向6 安全で快適に住めるまちをつくろう

施策の柱

①まちの安全・快適・良好な環境を形成します

②まちの安全・快適・良好な環境を形成します

行政の施策及び事業等

- 環境美化推進員の活用や、各種ボランティアや市民に対する参加の呼びかけを拡大し、清掃活動を展開することで、環境美化を進めます。
- 公園、道路、河川などの公共用地を市民や事業者が主体的に清掃・美化・緑化などの維持管理ができるような仕組み(アダプト制度*)を取り入れ、参加を促進します。
- 市民・事業者に対してポイ捨てや不法投棄をやめるよう啓発を進めるとともに、環境美化のさらなる促進を図るため、「ポイ捨て禁止区域の指定」などを検討します。
- 犬などのペットのふんや尿は飼い主が責任を持って処理するよう、「イエローカード作戦*」や禁止看板の交付などにより啓発を進めます。
- 県と連携し、動物愛護教室を開催するなどにより、犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、無責任な餌やり行動や不適正な飼育への指導を行うことで、飼い主のいない犬や猫の減少に向けて取り組みます。
- 「丸亀市都市計画マスタープラン」に基づき適正な整備・開発を誘導し、各地域の魅力ある土地利用、まち並み整備を進めます。
- 丸亀市の特色を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、市民や事業者の理解と協力を得ながら、「丸亀市景観計画」に基づく都市景観の形成に努めます。
- 歩行者や自転車、自動車の通行を阻害することのないよう、駐輪場・駐車場の活用促進と違法な駐車・駐輪の防止を進めます。
- 歩道の段差をなくし、路上の違法な看板や駐輪を防止し、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩きやすい快適な歩道整備を進めます。
- 環境や景観に配慮しつつ、歩行者、交通弱者などの視点も合わせて、危険箇所の改善など道

路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。

- 都市景観の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、環境にやさしいLED 防犯灯の設置や、無電柱化（電線類の地中化）を推進します。
- 農村の生活環境の向上や農村の自然や美しい景観を保全し、将来の世代に継承するため、環境や景観に配慮した農村整備に取り組みます。
- 「丸亀市空き家等対策計画」に基づき、倒壊のおそれがある、ごみや雑草で衛生上や防犯上の問題がある、まちの美観を損ねるなど管理が不十分な空き家の適切な管理に向けて、所有者に管理や必要な措置を講じるよう指導を行うとともに、除去工事に対する補助金交付を行います。
- 利活用が可能な空き家の有効活用に向けて、空き家バンク制度*に関する情報発信や、空き家相談会*の開催などを行います。
- 「丸亀市緑の基本計画」に基づき、防災・防犯機能を備えた公園緑地の整備やユニバーサルデザイン*の普及など安全安心の確保を追求するとともに、計画的な維持管理によって公園施設の長寿命化を図ります。
- 公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民や事業者、市民団体などが積極的に緑化推進を行えるよう支援します。また、緑に関わるボランティア活動に参加しやすい環境づくりや情報提供の充実を図ります。
- 緑化活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながっていることを実感できるネットワークづくりを推進します。

【事業等】

- 公園・広場・緑地の整備
- 公園の安全性の確保
- 道路の安全性の確保
- 環境美化啓発事業
- 景観条例に基づく都市景観の形成に大きな影響を及ぼす行為の事前協議制度
- 「丸亀市都市計画マスタープラン」の施策の推進
- 老朽危険空き家除去支援補助

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 空き缶やたばこ等のごみなどのポイ捨てはやめましょう。
- 犬などのペットのふんや尿を適切に処理しましょう。
- 行楽地でのごみは持ち帰りましょう。
- 地域の清掃活動などの環境美化活動に参加しましょう。
- アダプト制度に関心を持ち参加しましょう。
- 空き家・空き地の適正管理に努めましょう。
- 歩行の妨げになる歩道、広場への迷惑駐車はやめましょう。
- 庭に木を植え、塀を生垣にするなど、身近な緑を増やしましょう。

■事業者の皆さんへ

- 市民や市民団体が行う地域の環境美化活動を支援し、自らも取り組みましょう。
- 空き家・空き地の適正管理に努めましょう。
- 看板などの屋外広告物を設置する時は、周囲の景観に配慮しましょう。
- 収集配送時の迷惑駐車・違法駐車はやめましょう。
- 事業場での緑化を進めましょう。



ポイ捨て禁止啓発用看板



犬のふん放置防止啓発用看板

■進行管理のための指標

「基本目標 6（都市環境の保全・創造）」では、環境美化活動の推進、LED 防犯灯による安全で快適な通行空間の確保、空き家対策の推進に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|-----------------|-------------------|------------------|------------------|
| ボランティア清掃の年間実施件数 | 290 件 | 240 件 | 400 件 |
| 防犯灯の LED 化率 | 58.3% | 79.5% | 100% |
| 空き家に関する年間苦情件数 | 118 件 | 82 件 | 80 件 |



ボランティア清掃の実施状況



防災機能を備えた公園

4-7 基本目標7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり） みんなで学び、みんなが環境づくりに主体的に取り組むまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向7 環境に関する意識を高めよう

施策の柱

- ②多様な主体による環境保全活動を促進します
- ③環境教育・学習を推進します

- ②多様な主体による環境保全活動を促進します

行政の施策及び事業等

- 環境保全活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながっていることを実感できるネットワークづくりを推進します。
- 環境分野のボランティアや市民活動団体を育成するための情報提供や活動支援を推進します。
- 市民参加型の環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動に関わる人や団体の交流と情報交換の機会を増やしていきます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 環境イベントや環境教室に積極的に参加しましょう。
- 環境ボランティアの活動や地域のコミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
- 市民・事業者・市相互の情報交換や協働・連携に取り組みましょう。

■事業者の皆さんへ

- 地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
- 従業員の環境意識向上の社内研修に努めましょう。
- 市民・事業者・市相互の情報交換や協働・連携に取り組みましょう。



②③環境教育・学習を推進します

行政の施策及び事業等

- 環境保全に関わる広報活動や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めます。
- 家庭、職場、地域等のあらゆる場において環境について学ぶ機会を提供するため、環境学習プログラムや出前講座などの各活動を充実させ、市民が身近な場所で気軽に環境学習を行えるよう努めます。
- 「ふれあい環境探検隊」など、地域と子どものふれあいによる環境学習を推進します。
- 環境学習キットや環境副読本などを充実し、学校及び課外活動での環境教育・学習を活性化します。
- 親子一緒に環境教育、市民への自然環境学習講座の開催など、大人への環境教育・学習を推進します。
- クリントピア丸亀のエコ丸工房を活用し、環境学習や体験学習など市民への普及啓発を図ります。
- 地球温暖化対策をはじめとする各環境課題に関する環境教育の充実を図ります。
- 環境に関わりの深い施設や設備を見学し、学習する機会を増やします。
- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、インターネットや SNS、広報紙、回覧板などさまざまな情報媒体の活用を図ります。
- 学校給食を通じて、地産地消と食育に関する啓発を推進します。

【事業等】

- 「まるがめの環境」（丸亀版環境白書）・環境副読本の作成
- 丸亀市ホームページにおける環境情報の充実
- 環境講演会の開催
- ふれあい環境探検隊（自然観察会、水辺の教室など）の開催
- 「エコ丸工房」リサイクル推進事業
- 環境にやさしい事業所登録制度
- グリーンコンシューマー*活動の推進

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

- 環境イベントや環境教室に積極的に参加しましょう。
- 環境情報を活用し、環境学習や環境保全活動を進めましょう。



■進行管理のための指標

「基本目標7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり）」では、市民への環境教育・学習の推進、事業所による環境保全活動の推進に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

| 指標 | | 基準値 (平成27年度) | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和8年度) |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 環境に関する教育・啓発イベントの年間件数 | | 8件 | 6件 | 12件 |
| 環境にやさしい事業所登録件数 (累計) | エコ・リーダー まるがめ | 47件 | 51件 | 57件 |
| | エコ・ハート まるがめ | 118件 | 114件 | 120件 |



水辺の教室の開催状況



自然観察会の開催状況

第5章 計画の推進と進行管理

5-1 推進体制と進行管理

1 計画推進のための体制

第5章では、環境基本計画の策定後に、計画書で記載した施策や取り組みがどのように進んでいるかについて、「誰がどういう体制でチェックし推進していくか」を記載します。

環境基本計画を効果的に推進していくために、どのような進行管理組織を立ち上げるかは重要な課題であり、丸亀市においては次の体制により進行管理を行っていきます。

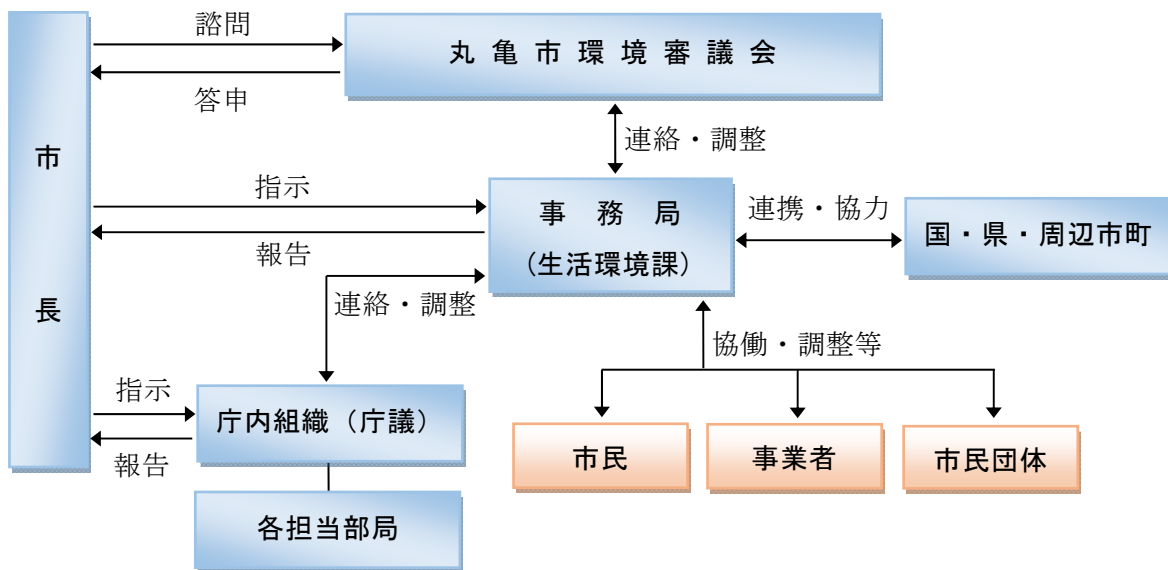


図 5-1-1 計画の推進体制

事務局は、広報・ホームページ・直接の来庁や訪問などを通じて、市民・事業者・市民団体の窓口となりながら、計画で定めた取り組みを協働して実施していきます。

2 各主体の役割

計画の推進に当たっては、行政の施策や事業はもとより、市民や事業者等のあらゆる取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていく必要があります。

計画の推進主体及び役割は、表 5-1-1 に示すとおりとします。

表 5-1-1 第二次計画（後期計画）の推進主体と役割

| 推進主体 | | 役割 |
|------|--|--|
| 行政 | 丸亀市 | 地域の環境保全に関する施策を実施する。また、市民・事業者の環境に対する意識の高揚に努め、各主体間の連携・協働を支援する。 |
| 市民 | 市内に在住・通勤・通学する人で、子どもを含む。 | 家庭や学校等において、ごみの減量化、省資源・省エネルギー活動など、身近なところから取り組む。 |
| 事業者 | 市内の事業者 | 事業活動において、公害の防止に努めるとともに、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供・使用する。また、地域社会を構成する一員として、積極的に地域の環境保全活動に協力する。 |
| 市民団体 | 町内会、ボランティア団体など。公益活動のために市民によって組織された団体を含む。 | 各団体の活動方針に従って、環境保全に取り組むとともに、行政と協働して市民や事業者の環境に対する意識の高揚に努める。 |

3 進行管理の方法

環境基本計画の策定後は、計画の実効性を確保していくため、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、PDCA サイクルを繰り返していくことにより計画の進行管理を行います。PDCA とは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、環境基本計画の進行状況を把握し、課題に対応しつつ次年度の取り組みに活かすことを繰り返しながら、継続的な改善を図ることです。

丸亀市においては、毎年度作成している「まるがめの環境」において、進行管理のための指標の達成状況を掲載するとともに、丸亀市環境審議会において、計画の進捗状況の評価を行い、その結果を次年度の取り組みに反映することとします。

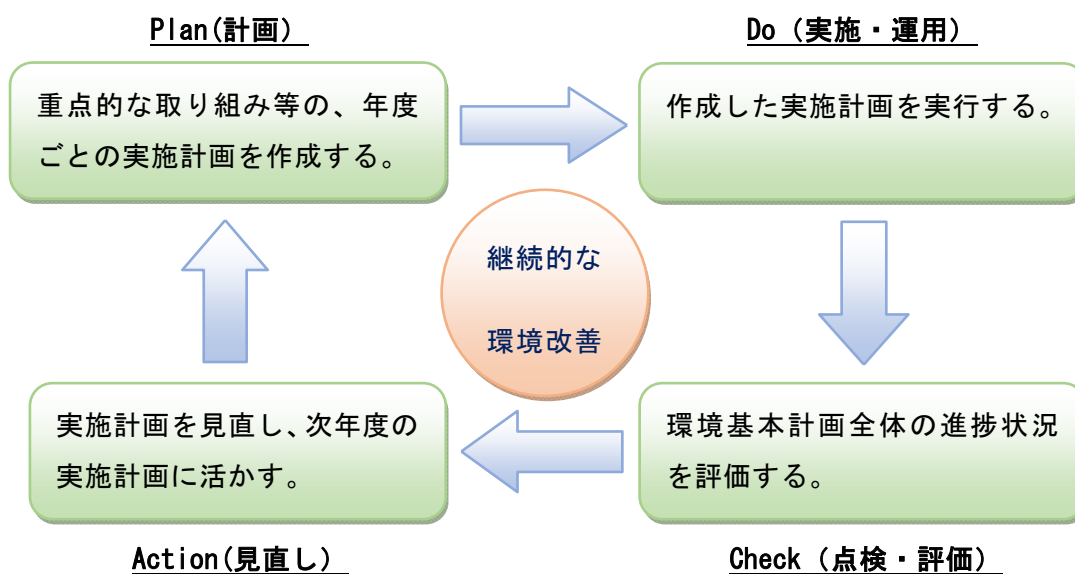


図 5-1-2 計画の進行管理（PDCAサイクル）

5-2 進行管理のための指標と目標値等

第4章に記載のとおり、第二次計画の進行状況を評価するための指標を、表5-2-1～7に示すとおり設定します。計画策定後は、指標値の変動を踏まえて施策を評価し、前述の体制により、必要な措置や取り組みを進めていきます。

表5-2-1 進行管理のための指標【基本目標1（自然共生社会の構築）】

| 指標 | 基準値 (令和27年度) | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和8年度) |
|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 遊休農地の解消面積（累計） | 14.7ha | 64.5ha | 83ha |
| 生物多様性に関する市民認知度 | 20%※ (平成26年度) | 32% | 40% (令和7年度) |

※平成26年度県政モニターアンケート

表5-2-2 進行管理のための指標【基本目標2（安全な生活環境の確保）】

| 指標 | 基準値 (平成27年度) | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---|--|-------------------------------|--------------------------------|
| 海域のCOD環境基準適合率 | 11.1% (9地点中1地点 で環境基準適合) | 77.8% (9地点中7地点 で環境基準適合) | 改善向上 |
| 河川のBOD環境基準適合率 | 71.4% (7地点中5地点 で環境基準適合) | 85.7% (7地点中6地点 で環境基準適合) | 改善向上 |
| 合併処理浄化槽設置補助基数 (累計) | 6,600基 | 8,067基 | 9,567基 (令和7年度) |
| 光化学オキシダントの環境基準 超過時間数 (市内2測定局の年間平均時間数) | 305時間 | 230時間 | 改善向上 |
| 騒音の環境基準 適合率 | 一般地域 100% (5地点中5地点 で環境基準適合) | 100% (5地点中5地点 で環境基準適合) | 現状維持 |
| | 道路に面する地域 70% (10地点中7地点 で環境基準適合) | 70% (10地点中7地点 で環境基準適合) | 100% (10地点中10地点 で環境基準適合) |

表5-2-3 進行管理のための指標【基本目標3（循環型社会の構築）】

| 指標 | 基準値 (平成27年度) | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 909g | 852g | 810g |
| リサイクル率 | 13.0% | 13.9% | 24.0% |

表 5-2-4 進行管理のための指標【基本目標 4（脱炭素社会の構築）】

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|--|---------------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 市役所における温室効果ガス排出量 | 24,516t-CO ₂ (平成 28 年度) | 15,154t-CO ₂ | 丸亀市環境保全率先 実行計画に準ずる |
| 住宅用太陽光発電・蓄電システム 設置費補助件数(累計)※ ¹ | 1,645 件 | 2,510 件 | 4,000 件 |
| 住宅用太陽熱利用システム設置費 補助件数(累計) | 10 件 | 26 件 | 40 件 |
| コミュニティバスの年間乗車人数 | 258,194 人 | 193,003 人 | 255,000 人 |
| 「省エネルギーや再生可能エネルギー 利用の推進」に対する市民満足度※ ² | 43.3% | 53.7% | 向上 |
| 公用車の電気自動車導入台数 | — | 1 台 | 18 台 (令和 7 年度) |

※1：令和 2 年度より住宅用蓄電システム設置補助制度を新たに設けている。

※2：市民アンケートにおいて、回答者（「分からない」、「無回答」を除く。）のうち、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合

表 5-2-5 進行管理のための指標【基本目標 5（歴史文化環境の保全・活用）】

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|-----------------|-------------------|------------------|------------------|
| 国・県・市指定の文化財件数 | 123 件 | 125 件 | 増加 |
| 指定文化財の修理件数(累計※) | — | 5 件 | 13 件 |

※平成 28 年度からの累計

表 5-2-6 進行管理のための指標【基本目標 6（都市環境の保全・創造）】

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) |
|-----------------|-------------------|------------------|------------------|
| ボランティア清掃の年間実施件数 | 290 件 | 240 件 | 400 件 |
| 防犯灯の LED 化率 | 58.3% | 79.5% | 100% |
| 空き家に関する年間苦情件数 | 118 件 | 82 件 | 80 件 |

表 5-2-7 進行管理のための指標【基本目標 7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり）】

| 指標 | 基準値 (平成 27 年度) | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 8 年度) | |
|----------------------------|-------------------|------------------|------------------|-------|
| 環境に関する教育・啓発イベントの 年間件数 | 8 件 | 6 件 | 12 件 | |
| 環境にやさしい 事業所登録件数 (累計) | エコ・リーダー まるがめ | 47 件 | 51 件 | 57 件 |
| | エコ・ハート まるがめ | 118 件 | 114 件 | 120 件 |